

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

※ 本計画において、橿原市は「市」、橿原商工会議所は「会議所」と記す。

I 現状

(1) 地域の災害リスク

(洪水：ハザードマップ)

市のハザードマップによると、市内では、葛城川、曾我川、高取川、飛鳥川、寺川、米川、大和川の氾濫による浸水が想定されている。

浸水想定区域をみると、曾我川沿いの一部の地域では、2メートルを超える浸水が想定されるほか、河川沿いの地域を中心に1～2メートルの浸水が想定されている。

また、集中豪雨の際、小河川、道路側溝、水路、下水道から排水能力を超えた雨水が溢れ出すことによる浸水被害（内水氾濫）も想定しておく必要がある。

(土砂災害：ハザードマップ)

市内には、土石流に関する被害の恐れのある「土砂災害警戒区域」として17カ所が指定されており、その中でも特に大きな土砂災害が生じる恐れのある「土砂災害特別警戒区域」が4カ所指定されている。

(暴風災害)

平成30年の大阪府、令和元年の千葉県の例に見られるように、近年、建物の損壊や停電など、台風に伴う暴風被害が続発している。奈良県においても、平成10年の台風第7号により、県内の建物被害は、全壊52棟、一部損壊9,979棟に及ぶなど広範囲に甚大な被害が発生した。台風の強さや進路によっては、市域でも暴風による被害発生が想定される。

(地震：ハザードマップ)

市内に最も大きな影響を及ぼすと見込まれる奈良盆地東縁断層帯による内陸型地震では、市の北部、北西部での震度は6強以上となり、北東部と八木駅西部においては震度7となる見込みである。

地震による家屋の倒壊は4,400棟近くが全壊・半壊の大きな被害を受け、3万棟を超える建物に何らかの被害が及ぶ可能性がある。

また、南海トラフで発生する海溝型地震は、30年以内の発生確率が70～80%と、内陸型地震より高く、市内では北西半分が震度6強、それ以外の地域は震度6弱と想定されており、大きな被害が発生するといわれる震度6強以上の地域は、奈良盆地東縁断層帯より広範囲となる見込みである。

南海トラフ地震による被災地域は、東海地方から九州地方までの太平洋沿岸地域の極めて広範囲に及ぶ可能性があることから、仮に市内の直接的な被害が小さくても、ライフラインの喪失やサプライチェーンの断絶など事業活動への影響を想定しておく必要がある。

(2) 商工業者の状況（平成28年経済センサス活動調査）

市内の事業者数は、農林漁業、公務を除き、4,476事業所である。平成24年の同調査に比べ68事業所増となっている。

産業分類で見ると、卸売業・小売業が1,257と最も多く、宿泊業・飲食サービス業536、不動産・物品賃貸業405、医療・福祉404、生活関連サービス業・娯楽業403、製造業352と続いている。

市内の小規模企業者数は、3,060事業所である。

業種	事業者数	うち小規模事業者数	備考
卸売業・小売業	1,257	738	
宿泊・飲食サービス業	536	274	
不動産・物品賃貸業	405	386	
医療・福祉	404	166	
生活関連サービス業等	403	289	
製造業	352	310	
その他	1,119	897	

(3) これまでの取組

①市の取組

- ・ 檜原市地域防災計画の策定
- ・ 檜原市業務継続計画の策定
- ・ 防災訓練の実施
- ・ 自主防災組織の育成
- ・ 公共施設の耐震化と住宅等の耐震化促進 など

②会議所の取組

- ・ 宮崎商工会議所との「大規模地震等災害時における業務の支援に係る職員派遣についての協定」を締結
- ・ 事業者の事業継続計画（BCP）に関する国等の施策の情報提供
- ・ 損害保険への加入促進 など

II 課題

災害による被害を最小限にとどめるためには、各事業者が、起こりうる災害を想定し、事前の減災対策を進めることが必要である。

しかし、海岸や山岳地域を持たず、近年大きな災害が発生していない檜原市は、「災害の少ない安全な地域である。」と、市民の間で広く認識されている。

まずは、災害とその対策について、正しい知識の普及が求められる。

また、発災後の応急対策や復興対策を効果的に進めるための、会議所組織内の体制や市と会議所間の連絡・連携体制が十分には整備されていない。

III 目標

上記の課題を踏まえ、本計画の目標を以下のとおりとする。

- ・市内の小規模事業者に対し、災害リスクや事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時の応急対策及びその後の復興支援を円滑に進めるため、会議所内における体制や市並びに関係機関との連携体制を構築する。
- ・会議所における事業継続計画（BCP）を整備する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

市と会議所における役割分担を整理し、連携して以下の事業を行う。

<1. 事前の対策>

① 小規模事業者に対する災害リスク、事前対策の周知

- ・市及び会議所の広報誌、ホームページ、会議所経営指導員等による巡回指導等において、自然災害のリスク、対策の必要性、国等の施策を紹介する。
- ・BCPの作成など事業者の事業継続力強化に関する普及啓発セミナーを開催する。
- ・BCPの作成を行う事業者に対し、専門家によるアドバイスを行う。

②市と会議所による情報伝達訓練の実施

- ・定期的に市と会議所間の連絡ルートの確認を行う。また、必要に応じて情報伝達訓練を行う。

③宮崎商工会議所との連携体制の充実

- ・会議所では、定期的に宮崎商工会議所との間で相互訪問を行い、顔の見える関係を構築する。また、緊急時における連絡体制等の確認を行う。

④商工会議所の事業継続計画（BCP）の策定

- ・令和2年度を目途に、当会議所の事業継続計画を策定、運用する。

< 2. 発災後の応急対策 >

自然災害発生時には、人命を守ることが第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で被害状況の把握・連絡、被災事業者への支援を実施する。

① 会議所の応急対策

- ・ 会議所職員は、市や气象台等から発せられる情報を踏まえ、避難行動をとるなど、まずは自身の身の安全の確保を図る。
- ・ 自然災害発生時には、専務理事、理事、事務局長が、会議所職員の安否確認を行い、業務従事の可否、被害状況等を把握する。
- ・ 会議所職員は、市や气象台等からの情報に加え、職員自身の目視等により、職員自身の安全を確保した上で出勤する。
- ・ 会議所は、FAX、メール等により、会員事業者等の被害状況を収集する。

② 発災時における情報共有と連絡体制

- ・ 市と会議所は、被害情報等を共有する。情報共有の頻度等は今後、市と会議所で協議する。
- ・ 市と会議所で共有した情報を、市又は会議所から奈良県へ報告する。報告の方法は、奈良県が定めた方法による。

③ 応急対策の方針決定

- ・ 市と会議所は、被害状況に応じた応急対策の方針を協議し、決定する。

④ 地区内小規模事業者等に対する支援

- ・ 応急時に有効な被災事業者支援施策（国、県、市町村等の施策）について、地区内小規模事業者へ周知する。
- ・ 被災した事業者の相談に応じるための相談窓口の設置について、市と協議する。

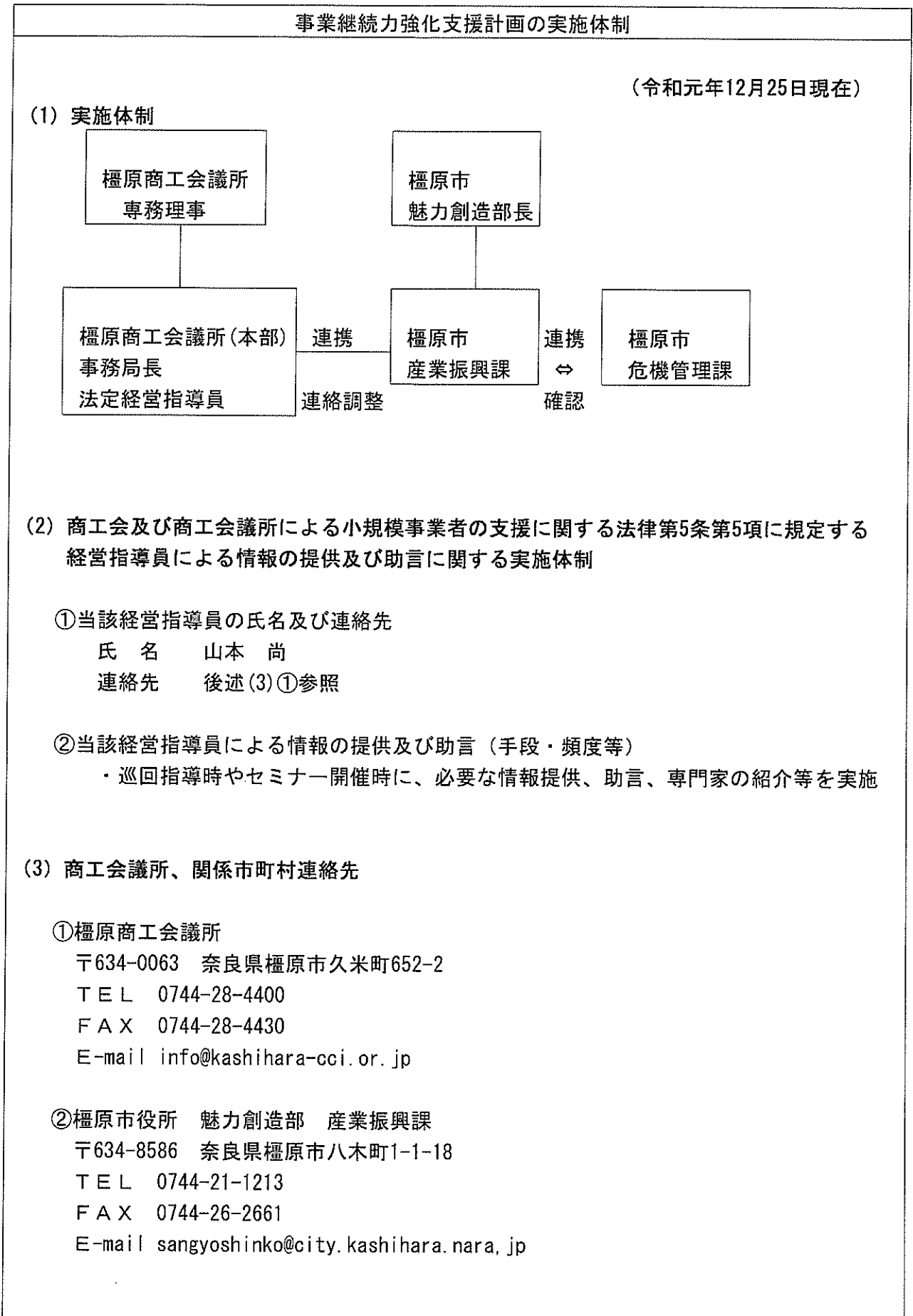
< 3. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

市及び会議所は、奈良県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を協議し、被災小規模事業者への支援を行う。

被害の規模が大きく、会議所の職員が不足し対応に困難を来たす場合は、他地域からの応援派遣を奈良県に要請する。また、会議所は、宮崎商工会議所に対し、協定に基づく職員の派遣を要請する。（宮崎市が被災している場合を除く。）

(別表2)

事業継続力強化支援計画の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位：千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要な資金の額	350	350	350	350	350
・ 専門家派遣費	150	150	150	150	150
・ セミナー開催費	200	200	200	200	200

調達方法

会費収入、補助金収入、手数料収入等